

令和4年度

第3回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

## 千葉県農業委員会総会議事録

令和4年6月15日、千葉県農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和4年度第3回千葉県農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階千鳥・海鷗に招集した。

### <会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	13件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	25件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）	6件
議案第5号	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	2件
議案第6号	千葉県農用地利用集積計画（案）の決定について	9件
議案第7号	農業委員会事務の実施状況等の公表について	（別冊）
報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	9件
報告第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	11件
報告第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	35件
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
報告第5号	農地法第5条の規定による許可処分の取消願について	1件
報告第6号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	14件

<出席委員> (16名)

2番 浅川 政明

4番 齊藤 元治

6番 橋本 泉

8番 横山 清亮

10番 中村 浩道

12番 佐々木 貴史

14番 齊藤 憲次

16番 市原 律子

3番 深谷 耕司

5番 清宮 惠理子

7番 長谷川 秀明

9番 長谷部 衡平

11番 秋庭 重樹

13番 猪野 桃夫

15番 石井 一也

17番 高橋 芳和

<欠席委員> (1名)

1番 小川 友安

<事務局説明員>

次 長 中田 照子

農地活用班長 中村 健一

農地審査班長 高山 智裕

次長補佐 齋藤 聡子

農地保全班長 原田 賢一

農地指導班長 惠美 彰憲

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>開 会 ( 午前10時00分 )</p> <p>ただいまより、令和4年度第3回千葉市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。</p> <p>本日の出席委員は、17人中<u>16人</u>で総会は成立しております。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。</p> <p>議席番号 17番 高橋 芳和 委員 議席番号 2番 浅川 政明 委員</p> <p>のご両名をお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>はじめに第1項です。</p> <p>お手元の資料1ページから7ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります中央区松波4丁目に本店の所在する法人が、義務者であります若葉区中田町に在住の方が所有する同区中田町の農地を、新規就農のため、賃借権を設定するものです。</p>

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>面接した権利者によりますと、農業従事者は、ラオスと沖縄の農園において、コーヒー栽培や販売に至るまでの経験をしております。</p> <p>将来においては、規模拡大を視野に入れて取り組むとのことです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、コーヒー、じゃがいもを予定しております。</p> <p>次に第2項です。</p> <p>本案件は第3項から第5項までと一体案件となりますので、一括して、ご説明します。</p> <p>お手元の資料8ページと9ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります緑区高田町に在住の方が、義務者であります緑区高田町に在住の方々が所有する同区高田町の農地を、新規就農のため、使用貸借権の設定および所有権の移転をするものです。</p> <p>面接した権利者によりますと、農業従事者は、実家で行われていた水稻の栽培を手伝っていたとのことです。</p> <p>また、将来においては、規模拡大はせず、申請地での営農に取り組むとのことです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。</p> <p>議案書3ページをご覧ください。</p> <p>次に第6項です。</p> <p>本案件は第7項および第8項と関連案件となりますので、一括して、ご説明します。</p> <p>お手元の資料10ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります若葉区都賀の台4丁目に在住の方が、義務者であります花見川区畑町に在住の方々が所有する同区畑町の農地</p>
---------------------------	--

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>を、経営規模拡大のため、賃借権の設定および所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、大根、ネギを予定しております。</p> <p>議案書5ページをご覧ください。</p> <p>次に第9項です。</p> <p>お手元の資料11ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります若葉区若松町に在住の方が、義務者であります若葉区若松町に在住の方が所有する同区若松町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、トマト、キュウリ、ナス、ピーマンを予定しております。</p> <p>次に第10項です。</p> <p>お手元の資料12ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります中央区松波1丁目に本店の所在する法人が、義務者であります若葉区小倉町に在住の方が所有する同区御殿町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、ブルーベリーを予定しております。</p> <p>議案書6ページをご覧ください。</p> <p>次に第11項です。</p> <p>本案件は第12項と一体案件となりますので、一括して、ご説明します。</p>
---------------------------	---

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>お手元の資料13ページと14ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、第11項の権利者であります若葉区中野町に在住の方と、第12項の権利者であります若葉区中野町に在住の方が、それぞれが所有する同区中野町の農地を、農作業の効率化のため、所有権の移転（交換）をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、第11項がほうれん草、第12項が小松菜を予定しております。</p> <p>議案書7ページをご覧ください。</p> <p>次に第13項です。</p> <p>お手元の資料15ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります稲毛区弥生町に本店の所在する法人が、義務者であります緑区板倉町に在住の方が所有する同区板倉町の農地を、経営規模拡大のため、賃借権の設定をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、ブロッコリー、大豆を予定しております。</p> <p>事前審査第2班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。</p>

議場	<p style="text-align: center;">——— 質問・意見等 ———</p>
橋本委員	<p>5 ページの第 1 項の賃借権設定が地域の水準よりも高い賃料で農地を借りるので、地域の一般的な賃料を著しく外れる恐れはないのでしょうか？</p>
事務局	<p>おっしゃる通り周りの農地からすると賃料が少し高く設定されています。この農地を権利者の法人が気に入り、高くなったとのこと。また、地域への波及をさせないために賃料を周りの方へ公表しないという守秘義務の内容の契約書を確認しております。</p>
橋本委員	<p>第 2 項の就農する方が44歳ですが、市から年間最大150万円を 5 年間にわたって交付される農業次世代人材投資事業の対象者なのか教えてください。</p>
事務局	<p>対象者ではなく元農家の方で、相続の関係で農家世帯として持っていた農地を一度手放して農地を持っていない状態であるために新規就農扱いになっております。昔から所有している農機具を使って耕作するというお話でした。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第 2 班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議場	<p style="text-align: center;">——— 挙手 ———</p>



<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第1号は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>それでは、事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書8ページをご覧ください。</p> <p>第1項です。</p> <p>お手元の資料16ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、専用住宅用地とするものです。</p> <p>申請土地は、JR誉田駅から南西に約2.3キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、ガス管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に小学校と幼稚園があることから第3種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、土のうを設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、汚水は汚水管に接続し、雨水は雨水管へ接続します。</p> <p>事前審査第2班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。</p>

議場	<p style="text-align: center;">—— 質問・意見等なし ——</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第2号について許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議場	<p style="text-align: center;">—— 挙手 ——</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第2号については、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案第3号ですが、第1項から第22項につきましては、現地調査を実施いたしました。</p> <p>議案書9ページをご覧ください。</p> <p>はじめに第1項です。</p> <p>本案件は第2項から第18項までと一体案件となりますので、一括して、ご説明します。</p> <p>お手元の資料17ページから20ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p>

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権の移転および地上権の設定をするものです。</p> <p>申請土地は、松ヶ丘インターチェンジから北東に約1.7キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、農業公共投資のっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、フェンスおよび小堰堤を設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>なお、本案件は合計転用面積が20,000平方メートルを超えることから、許可権者は千葉市農業委員会会長ではなく、千葉市農業委員会にて意見を決定後、千葉県知事が許可の判断を行うこととなります。</p> <p>議案書18ページをご覧ください。</p> <p>次に第19項です。</p> <p>お手元の資料21ページから26ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書、融資証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請土地は、松ヶ丘インターチェンジから北東に約1.8キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10</p>
---------------------------	---

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>他法令関係は、再生可能エネルギー特別措置法に該当し、認定済みです。</p> <p>次に第20項です。</p> <p>お手元の資料27ページから32ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書、融資証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、太陽光発電施設用地とするため、地上権を設定するものです。</p> <p>申請土地は、松ヶ丘インターチェンジから東に約3.5キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>他法令関係は、再生可能エネルギー特別措置法に該当し、認定済みです。</p> <p>議案書19ページをご覧ください。</p> <p>次に第21項です。</p> <p>お手元の資料33ページから36ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、太陽光発電施設用地とするため、地上権を設定するもので</p>
---------------------------	---

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>す。</p> <p>申請土地は、松ヶ丘インターチェンジから東に約3.5キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>他法令関係は、再生可能エネルギー特別措置法に該当し、認定済みです。</p> <p>次に第22項です。</p> <p>お手元の資料37ページから40ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、資金計画書を添付しております。</p> <p>本案件は、特別養護老人ホーム用地とするため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請土地は、JR四街道駅から南に約1.7キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、汚水は合併浄化槽で処理します。雨水は浸透貯留施設にて処理後、オーバーフロー分を側溝へ接続します。</p> <p>他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。</p>
---------------------------	---

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>議案書20ページをご覧ください。</p> <p>つぎに第23項です。</p> <p>お手元の資料は41ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、専用住宅用地とするため、使用貸借権を設定するものです。</p> <p>申請土地は、武石インターチェンジから南に約200メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、概ね300メートル以内にインターチェンジがあることから、第3種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、汚水は合併浄化槽で処理後、側溝に接続します。雨水は浸透施設にて流出抑制後、オーバーフロー分を側溝へ接続します。</p> <p>他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。</p> <p>次に第24項です。</p> <p>お手元の資料は42ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、駐車場用地とするため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請土地は、千葉都市モノレール千城台駅から南西に約1.2キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、小堰堤を設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p>
---------------------------	---

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>議案書 2 1 ページをご覧ください。</p> <p>次に第 2 5 項です。</p> <p>本案件は、資材置場用地とするため、賃借権を設定するものです。</p> <p>申請土地は、千葉東金道路中野インターチェンジから北に約 6 0 0 メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、農業公共投資のっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>事前審査第 2 班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第 2 班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 質問・意見等なし ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第 2 班班長の説明のとおり、議案第 3 号について、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 挙手 ————</p>

<p>議長 (長谷部会長)</p> <p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第3号第1項から第18項は許可相当、それを除く議案第3号は許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」を上程いたします。</p> <p>事前審査第2班班長、ご説明願います。</p> <p>議案書の22ページをご覧ください。 第1項です。 併せて、資料の44ページから46ページ的位置図、公図、土地利用計画図をご覧ください。</p> <p>本件は、権利者である東京都文京区に所在を置く法人が、転回広場として使用していた土地に、住宅が建築されることになったため、個人が所有する緑区誉田町2丁目の畑1筆の一部に「賃借権」を設定し、市原市瀬又の自社工場に10トントラックを進入させる転回広場として、一時転用許可を取得するものです。</p> <p>事業面積は250平方メートルです。 申請地は、ゴムマットを敷いてその上に、砂利を敷きます。 排水については、雨水排水は自然浸透とします。 権利者は、自社工場の移転先を探しているため、一時転用としています。 一時転用期間は、令和4年7月1日から令和7年6月30日までの3年間です。</p> <p>次に、議案書の22ページから24ページをご覧ください。 第2項から第6項になります。 併せて、資料の47ページから51ページ的位置図、公図、土地利用計画図をご覧ください。</p> <p>一体の事業なので、まとめて、ご説明させていただきます。</p> <p>本件は、茂原市に所在を置く法人が、中央区南生実町在住の各個人が所有する中央区南生実町の畑、計9筆において、賃借権を設定し、ガスパ管撤去に伴う作業場として一時転用許可を取得するものです。</p> <p>概要としましては、各農地において、土木シートで養生し、その上に鉄板を敷きます。</p> <p>事業面積は、合計で2,334.09平方メートルで、農地部分は、</p>
---	---



<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>1, 967.50平方メートルです。 排水については、雨水は、自然浸透です。 一時転用期間は、許可日から令和4年12月29日です。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>事前審査第2班といたしましては、特に問題ないものと判断し、議案第4号第1項及び、第2項から第6項を、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 質問・意見等なし ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 挙手 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第4号は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。 事前審査第2班班長、説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>説明いたします。 議案書の25ページをご覧ください。 第1項は、花見川区南花園2丁目に在住の方が所有している、同区花園町の畑1筆、面積740平方メートルについて、買取り申出者本人が農業の主たる従事者であったことを、令和4年5月20日の現地調査により、伊原推進委員に確認していただきました。 買取り申出の事由は、農業従事者の「故障」によるものです。</p>

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>第2項は、緑区おゆみ野5丁目に在住の方、他2名が所有している、同町の畑1筆、面積2,320平方メートルについて、買取り申出者の兄が農業の主たる従事者であったことを、令和4年5月30日の現地調査により、増田推進委員に確認していただきました。</p> <p>買取り申出の事由は、農業従事者の「死亡」によるものです。</p> <p>事前審査第2班といたしましては、特に問題はないものと判断し、証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をお願いいたします。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 質問・意見等なし ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 挙手 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第5号は承認と決定いたします。</p> <p>次に、議案第6号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。</p> <p>それでは、事前審査第2班班長、説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。</p> <p>議案書の26ページをご覧ください。</p> <p>第1項から27ページの第3項は、権利者が同一のため一括して説明</p>



議場	—— 質問・意見等なし ——
議長 (長谷部会長)	質問、意見等ないので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙 手願います。
議場	—— 挙 手 ——
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第6号については、原案どおり決定と いたします。  次に、議案7号「農業委員会事務の実施状況等の公表について」を上 程いたします。 事務局より説明願います。
事務局	—— 事務局説明 ——
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事務局の説明について、質問、意見等ございましたらお 願います。
議場	—— 質問・意見等 ——
橋本委員	今まで農地の集積ができていないのに今年度の目標が高すぎるのでは ないかと思うので、どのような対策をとると考えていますか？
事務局	かなり無理のある目標になっているのは確かです。 目標設定については国の通知に従いますと令和6年度までに48%集 積を定められているので、目標達成するためには今年度末までにこれだ

事務局	<p>けの集積が必要ということになります。</p> <p>人・農地プランが法定化されたという法改正もふまえて、人・農地プランに基づく中間管理事業での大規模集積をしていくことが目標達成する上で重要だと思っています。</p>
橋本委員	<p>最適化活動を行う農業委員の人数が14名だけになっており、残りの3名は活動報告書を出さないという解釈でよろしいでしょうか？</p>
事務局	<p>推進委員等の活動目標の日数は一人当たり月6日とさせていただいております。</p> <p>今年最適化交付金の要件が変更となり、ハードルが上がり、国が最適化交付金について示している中で、中立委員は活動日数のカウントから外しても良いという要件から、農業委員の人数については17名中3名を除かせていただいています。</p> <p>活動記録簿を提出していただき、千葉市の農業委員会として月6日の活動目標はご理解いただき、取り組んでいただきたいと思います。</p>
橋本委員	<p>中立委員というのはどこから出てきた文言でしょうか？</p>
事務局	<p>令和2年7月の委員改選のときに、初めから募集要件に中立委員があったわけではなく、行政の中で事務的に分類をしなければならない場面があり判断をさせていただいているものであり、募集要件として中立委員を募集するというものではありません。</p>
橋本委員	<p>農地所有適格法人の報告への対応ですが、報告書の未提出が8法人もいるので電話連絡で催促するだけではなく、もう少し強く催促してもいいのではないのでしょうか？</p> <p>今まで一度も審議したことがないですが、報告書が要件を満たしているか農業委員会で審議をするようにとはどういうことですか？</p>
事務局	<p>未報告の8法人ですが今年の3月末現在の数字で、その後提出や提出のめどが立っている法人が3法人で、残り5法人です。内2法人につき</p>

事務局	<p>ましてはこの1～2年の間に新規参入した法人で、コロナもあり事業も回らず報告書が作れないので、待ってほしいという申し出を受けております。残りの3法人につきましては電話連絡等をし、提出を求めてきましたが、提出されていないので電話連絡の頻度を高めることはもちろん、訪問するなどして、督促をしていきたいと考えております。</p> <p>総会での審議につきましては、要件を満たしていないような法人への対応について、総会にお諮りすることはあろうかと思いますが、今のところそのような案件はないとしてご理解いただけたらと思います。</p>
横山委員	<p>6ページの前年の実績ですが、目標達成できなかった遊休農地の解消に対する補助事業の周知はどのようにしているのでしょうか？</p>
事務局	<p>農地所有者についての補助事業は、昨年度の補正予算で創設した新規事業で、農地所有者の中で利用条件が良い農地を農地銀行に登録している方に個別に周知をして、利用の可能性がないかを探っています。</p> <p>耕作者に対する補助も同様で、市政だよりやJA千葉みらいの広報誌などで公募しております。</p> <p>耕作者に対する補助は認定農業者や所有適格法人が交付対象になりますので、個別に認定農業者へ制度のご案内をしております。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>質問、意見等ないので、採決いたします。</p> <p>議案第7号については、原案どおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議長	<p style="text-align: center;">——— 挙 手 ———</p>
議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、議案第7号は、原案どおり決定といたします。</p> <p>以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第6号までを一括して上程いたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p style="text-align: center;">——— 事務局説明 ——— (報告第1号から第6号まで)</p>

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの報告第1号から第6号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 質問・意見等なし ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等無いようです。</p> <p>これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと思います。</p> <p>以上をもちまして、令和4年度第3回千葉県農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。</p> <p>閉 会 (午前11時40分)</p>